

第133期
定時株主総会
招集ご通知

開催
日時

2024年6月25日(火曜日)午前10時

開催
場所

東京都品川区東品川二丁目5番8号
天王洲パークサイドビル20階
住友ベークライト株式会社 会議室

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日)午後5時40分まで

 住友ベークライト株式会社

証券コード：4203

基本方針

我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、
事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。

私たちの行動指針

1. 私たちは、持続可能な社会の実現に貢献し、お客様が満足する製品・サービスを提供します。
2. 私たちは、法令および企業倫理に則って、公正で透明な事業活動を行います。
3. 私たちは、安全な職場環境の実現、健康の保持増進に取り組めます。
4. 私たちは、地球環境保全への取り組みを積極的に進めます。
5. 私たちは、当社グループの事業に関わる全ての人々の人権を尊重します。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第133期定時株主総会を2024年6月25日（火曜日）
に開催いたしますので、ここにご案内申し上げます。

代表取締役社長 藤原一彦

目次

第133期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	7
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	
■ 第2号議案 取締役9名選任の件	
■ 第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	19
連結計算書類	48
計算書類	51
監査報告書	54
トピックス	60

※本招集ご通知に掲載しておりますグラフ、図、写真等は、
ご参考情報であります。



(証券コード4203)
2024年6月3日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目5番8号

住友ベークライト株式会社

代表取締役社長 藤 原 一 彦

第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第133期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第133期定時株主総会招集ご通知」および「第133期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sumibe.co.jp/ir/shareholder/index.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」欄に「住友ベークライト」または「コード」欄に「4203」を入力・検索し、「基本情報」から「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、5頁および6頁のご案内に従って、2024年6月24日（月曜日）午後5時40分までに書面またはインターネットによって議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目5番8号 天王洲パークサイドビル20階
住友ベークライト株式会社 会議室
 3. 目的事項
- 報告事項
1. 第133期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第133期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
 - 本総会の決議結果につきましては、本総会終了後、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使いただく場合

■ インターネットによる議決権行使の場合



行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時40分行使分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁の内容をご確認のうえ、行使期限までに議案の賛否をご入力ください。

※ インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

詳細は次頁をご覧ください。

■ 書面による議決権行使の場合



行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時40分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会当日にご出席いただく場合



株主総会開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による議決権行使

「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



■ 議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※ インターネットによる議決権行使をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境やご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

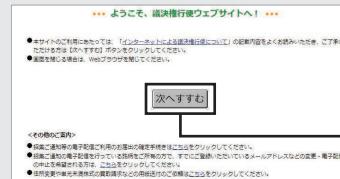
☎0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

「議決権行使コード・パスワード入力」による議決権行使

議決権行使ウェブサイト

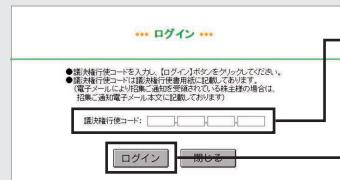
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、積極的に企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と考えており、利益配分については、将来の事業展開のための投資や持続的成長に向けた戦略投資、M&A等の資金の確保なども勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施してまいります。期末配当金につきましては、上記の方針に基づき、1株につき80円とさせていただきますと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金とあわせて、前期比20円増額の1株につき150円となります。

1 配当財産の種類 金銭

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき80円 総額 3,725,180,000円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

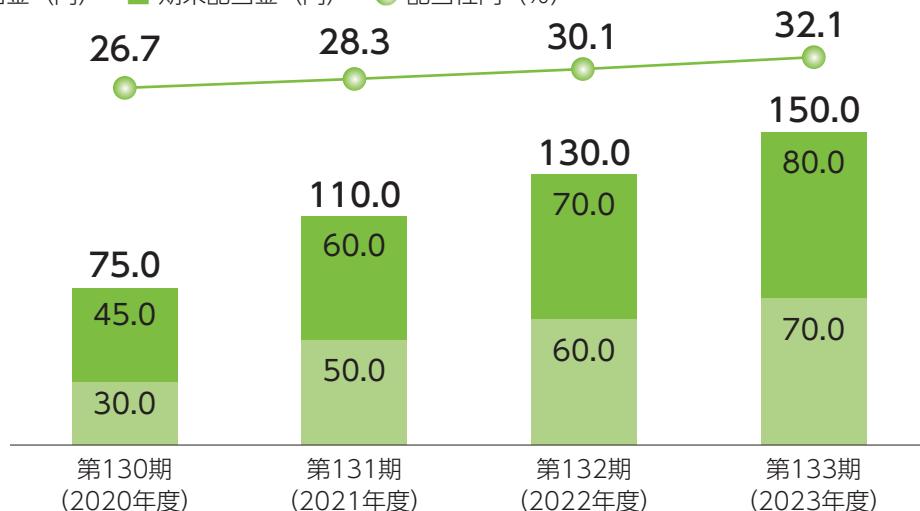
2024年6月26日

(注) 当社は、2024年1月31日開催の取締役会の決議により、2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

上記の期末配当につきましては、配当基準日が2024年3月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

(ご参考) 1株当たり配当金・配当性向の推移

■ 中間配当金 (円) ■ 期末配当金 (円) ● 配当性向 (%)



第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名をご選任願いたいと存じます。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当社における地位		
1	ふじ 藤	わら 原	かず 一	ひこ 彦	代表取締役社長 社長執行役員	再任	
2	いな 稲	がき 垣	まさ 昌	ゆき 幸	代表取締役 副社長執行役員	再任	
3	こ 小	ばやし 林		たかし 孝	取締役 専務執行役員	再任	
4	くら 倉	ち 知	けい 圭	すけ 介	取締役 専務執行役員	再任	
5	か 鍛	じ 治	や 屋	しん 伸	いち 一	専務執行役員	新任
6	ひら 平	い 井	とし 俊	や 也	取締役 常務執行役員	再任	
7	まつ 松	だ 田	かず 和	お 雄	社外取締役	再任 社外 独立	
8	なが 永	しま 島	え 惠	つ 津	こ 子	社外取締役	再任 社外 独立
9	わか 若	ばやし 林	ひろ 宏	ゆき 之	—	新任 社外 独立	

候補者
番号

1

ふじ わら かず ひこ
藤 原 一 彦

再任



生年月日

1958年3月2日

所有する当社株式の数

33,369株

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1980年4月 当社入社
2009年6月 当社執行役員
2013年4月 当社常務執行役員
2014年6月 当社取締役 常務執行役員
2016年4月 当社取締役 専務執行役員
2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

当社事業全般にわたる経験や実績を有し、取締役として長年にわたり当社の経営の中核を担ってまいりました。2018年6月に代表取締役社長に就任して以来、リーダーシップを発揮し、社業をけん引しており、これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

いな がき まさ ゆき
稲 垣 昌 幸

再任



生年月日

1959年7月27日

所有する当社株式の数

30,167株

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1982年4月 当社入社
2009年6月 当社執行役員
2013年4月 当社常務執行役員
2015年6月 当社取締役 常務執行役員
2017年4月 当社取締役 専務執行役員
2021年4月 当社取締役 副社長執行役員
2022年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 (現在に至る)

担当 研究開発本部、先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、生産技術本部、光回路事業開発部統轄 コーポレートエンジニアリングセンター担当

取締役候補者とした理由

製造・生産技術部門やサステナビリティ推進に関する責任者として豊富な経験を有し、長年にわたりコーポレートの技術部門全般を統轄しております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

こ ばやし
小 林

再任



- 生年月日
1963年2月22日
- 所有する当社株式の数
18,659株
- 取締役会への出席状況
13/13回 (100%)

たかし
孝

略歴、地位および担当

1987年4月 当社入社
 2013年4月 当社執行役員
 2017年4月 当社常務執行役員
 2018年6月 当社取締役 常務執行役員
 2023年4月 当社取締役 専務執行役員 (現在に至る)

担当 神戸事業所、フィルム・シート研究所、フィルム・シート営業本部、
医療機器事業本部、S-バイオ事業部、尼崎工場統轄

重要な兼職の状況

S Bカワスミ株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

長年にわたり高機能プラスチックセグメントの事業に従事し、中国地域事業の責任者を務めるなど豊富な経験を有するとともに、現在はフィルム・シート事業、医療機器事業およびS-バイオ事業の責任者を務めております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

く ら ち けい すけ
倉 知 圭 介

再任



- 生年月日
1962年6月27日
- 所有する当社株式の数
14,122株
- 取締役会への出席状況
13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1985年4月 当社入社
 2016年4月 当社執行役員
 2018年4月 当社常務執行役員
 2022年6月 当社取締役 常務執行役員
 2023年4月 当社取締役 専務執行役員 (現在に至る)

担当 半導体関連材料セグメント統轄

重要な兼職の状況

九州住友ベークライト株式会社 代表取締役社長
 台湾住友培科股份有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

入社以来、回路製品・電子部品材料にかかわる国内外の事業に携わり、以降は半導体関連材料セグメントの事業において生産や研究開発分野の職務に従事し、現在は同事業の責任者を務めるなど当該分野における豊富な経験を有しております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

かじや しん いち
鍛冶屋 伸 一

新任



生年月日

1965年4月9日

所有する当社株式の数

9,546株

略歴、地位および担当

1989年4月 当社入社
2017年4月 当社情報通信材料営業本部長
2019年4月 当社執行役員
2022年4月 当社常務執行役員
2024年4月 当社専務執行役員（現在に至る）

担当 高機能プラスチックセグメント統轄

取締役候補者とした理由

長年にわたり高機能プラスチックセグメントおよび半導体関連材料セグメントにかかわる国内外の事業に従事し、主に営業・マーケティングに関して豊富な経験を有するとともに、現在は高機能プラスチックセグメントの事業の責任者を務めております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

ひら い とし や
平 井 俊 也

再任



生年月日

1963年2月16日

所有する当社株式の数

2,103株

取締役就任後の

取締役会への出席状況

10/10回（100%）

略歴、地位および担当

1986年4月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社
2022年6月 同社退職
2022年7月 当社執行役員
2023年4月 当社常務執行役員
2023年6月 当社取締役 常務執行役員（現在に至る）

担当 総務本部、人事本部、経営戦略企画室、サステナビリティ推進部、大阪事務所、名古屋事務所統轄 経理企画本部、IT推進本部、調達本部担当

取締役候補者とした理由

住友化学株式会社においては長年にわたり石油化学部門の職務に従事し、現在は当社の管理部門全般および調達部門の責任者を務めております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

まつ だ かず お
松 田 和 雄

再任

社外

独立



生年月日

1948年11月11日

所有する当社株式の数

5,310株

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

- 1971年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 1997年 5月 同行兜町支店長
- 2000年 4月 富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社）専務執行役員
- 2000年10月 みずほ証券株式会社常務執行役員
- 2003年 5月 日本精工株式会社理事
- 2004年 6月 同社執行役
- 2006年 6月 同社執行役常務
- 2008年 6月 同社執行役専務
- 2009年 6月 同社取締役代表執行役専務
- 2011年 6月 同社特別顧問
- 2015年 6月 当社社外監査役
- 2016年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

大同メタル工業株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

金融機関および事業会社の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの知見を生かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただくことを期待しております。指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行うなど、上記の期待に沿った役割を果たしていることから、当社の社外取締役に適任であり、かつ社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

ながしま えつこ
永島 恵津子

再任 社外 独立



生年月日

1954年8月23日

所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1978年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1980年7月 公認会計士附柴会計事務所入所
1982年10月 公認会計士登録
1988年6月 公認会計士永島会計事務所開設 代表（現在に至る）
2008年4月 監査法人ベリタス代表社員
2019年6月 当社社外監査役
2021年6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

公認会計士永島会計事務所 公認会計士
ブルドックソース株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計に関する幅広い見識を有しており、これらの知見を生かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただくことを期待しております。指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行うなど、上記の期待に沿った役割を果たしていることから、当社の社外取締役に適任であり、かつ社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

わか ばやし ひろ ゆき
若 林 宏 之

新任 **社外** **独立**



生年月日
1956年1月15日

所有する当社株式の数
400株

略歴、地位および担当

1979年 4月 株式会社デンソー入社
2006年 6月 同社常務役員
2013年 6月 同社専務取締役
2014年 6月 同社取締役・専務役員
2015年 6月 同社専務役員
2016年 6月 同社取締役・専務役員
2017年 4月 同社代表取締役副社長（2021年6月退任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手メーカーの生産統括、技術全般およびITデジタル等を担当する経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。これらの知見を生かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただくことを期待し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、社外取締役就任後は、指名・報酬委員会の委員を務めていただくことを予定しております。

- (注) 1. 倉知圭介氏は、台湾住友肥料股份有限公司の董事長を兼務しており、同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っておりますほか、当社と当社との間には取引関係があります。
2. 上記 1. の候補者以外の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 松田和雄および永島恵津子の両氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また、若林宏之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、松田和雄および永島恵津子の両氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。本議案が承認された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
5. 松田和雄、永島恵津子および若林宏之の3氏は、社外取締役候補者であります。
6. 松田和雄氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は、当社の社外取締役就任前の1年間、当社の社外監査役でありました。
永島恵津子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、同氏は、当社の社外取締役就任前の2年間、当社の社外監査役でありました。
7. 松田和雄、永島恵津子および若林宏之の3氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」（18頁）に基づき、独立性を有していると判断しております。また、3氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っております。なお、若林宏之氏は、2021年6月まで株式会社デンソーの取締役を務めており、同社と当社との間には当社製品の販売に係る取引関係がありますが、取引金額は、直近事業年度における当社の「売上収益」の2%未満であり、かつ直近事業年度における同社の連結ベースの「売上原価」および「販売費及び一般管理費」の合計額の2%未満であります。また、当社は、株式会社デンソーの株式を保有しておりましたが、2024年1月をもって全数売却しております。したがって、同氏は独立性を有していると判断しております。
8. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。各候補者が所有する株式の数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(ご参考)

本議案が承認可決された場合、当社の取締役会が必要とする重要な知識・経験・能力等と各取締役との関係は、次の表のとおりとなります。なお、本表は、当社の取締役会が必要とする知識・経験・能力等のすべてを表すものではありません。また、各取締役の知識・経験・能力等は、主なものに●印をつけております。

(2024年6月25日時点)

氏名	会社における地位	知識・経験・能力等							
		企業経営	グローバル	営業・マーケティング	製造・生産技術	研究開発	サステナビリティ・E・S・G	D・X・情報システム	財務・会計
藤原一彦	代表取締役社長 社長執行役員	●				●	●		
稲垣昌幸	代表取締役 副社長執行役員				●		●	●	
小林孝	取締役 専務執行役員		●	●	●				
倉知圭介	取締役 専務執行役員		●		●	●			
鍛冶屋伸一	取締役 専務執行役員		●	●			●		
平井俊也	取締役 常務執行役員						●	●	●
松田和雄	社外取締役	●	●						●
永島恵津子	社外取締役	●					●		●
若林宏之	社外取締役	●			●			●	

また、当社の監査役会が必要とする重要な知識・経験・能力等と各監査役との関係は、次の表のとおりとなります。なお、本表は、当社の監査役会が必要とする知識・経験・能力等のすべてを表すものではありません。また、各監査役の知識・経験・能力等は、主なものに●印をつけております。

(2024年6月25日時点)

氏名	会社における地位	知識・経験・能力等				
		企業経営・組織運営	財務・会計	法務・コンプライアンス	内部統制・リスク管理	グローバル
竹崎義一	常勤監査役	●		●	●	
青木勝重	常勤監査役		●		●	●
山岸和彦	社外監査役			●	●	●
川手典子	社外監査役		●	●	●	

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数が欠けた場合に備えて、あらかじめ補欠監査役1名をご選任願いたいと存じます。なお、補欠監査役候補者の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ゆ ぶ せつ こ
由 布 節 子

社外 独立



生年月日

1952年3月28日

所有する当社株式の数

0株

略歴および地位

1981年4月 弁護士登録

2002年1月 渥美・臼井法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）シニアパートナー（現在に至る）

重要な兼職の状況

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

パナソニックホールディングス株式会社 社外監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的見地および経営に関する幅広い見識を有しておられることから、当社の社外監査役に適任であり、かつ社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本議案が承認され、補欠監査役が社外監査役に就任する場合、社外監査役就任時に会社法第427条第1項の規定に基づき由布節子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。本議案が承認され、補欠監査役が社外監査役に就任する場合、由布節子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
4. 由布節子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
5. 由布節子氏は、当社が定める「取締役・監査役の独立性基準」（18頁）に基づき、独立性を有していると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本議案が承認され、補欠監査役が社外監査役に就任する場合、当社は、由布節子氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考)

当社は、次のとおり取締役および監査役の独立性に関する基準を定め、独立性を判断しております。

取締役・監査役の独立性基準

取締役および監査役の独立性を判断するための基準を、以下のとおりとする。

1. 取締役および監査役が独立性を有するためには、会社法に定める社外役員の要件を満たし、かつ、以下のいずれにも該当しないこととする。
 - ① 当社の主要な取引先（過去5年間に該当するもの）
 - ・直近事業年度における当社の年間連結売上収益の2%以上の取引がある者（法人その他の団体の場合はその業務執行者（顧問等の役職を含む））
 - ・当該対象者が主要な取引先である者の業務執行者の地位を離れている場合、退職後5年以上経過していないこと
 - ・当社を主要な取引先とする者については、取引実態に即して判断する
 - ② 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタント等
 - ・当社から役員報酬を除き年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者（弁護士法人、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファーム等の法人、組合等の団体に所属する者を含む）
 - ・当社から年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者（法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者を含む）
 - ③ 主要株主
 - ・当社株式の議決権保有割合が10%以上の者（法人その他の団体の場合はその業務執行者（顧問等の役職を含む））
 - ・過去5年間に上記の法人その他の団体の業務執行者であった者
 - ④ 近親者
 - ・当社グループの業務執行者の配偶者および2親等以内の近親者
 - ・①～③に該当する者の配偶者および2親等以内の近親者については、実態に即して独立性を判断する
2. 上記1. 以外の属性において独立性が疑われる場合については、個別に取締役会が独立性を判断する。

以上

事業報告 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当期の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の収束により経済活動は回復に向かいましたが、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の悪化による物価上昇や、主要国の金利引き上げにより、回復は鈍化しました。米国では個人消費が堅調に推移しましたが、金融の引き締め継続により、企業の生産活動は回復には至りませんでした。欧州では、インフレによる個人消費の冷え込みにより、景気の回復が停滞しました。中国では輸出入に回復の兆しが見えるものの、不動産不況を背景とする景気悪化が継続し、内需の回復には至りませんでした。為替相場は第3四半期末に一時的に円高・ドル安方向に変動しましたが足元では反転し、近年にない円安・ドル高の水準になっています。

このような情勢のもと、当社グループの売上収益は、円安為替評価による海外売上の増加に加え、原料価格上昇に対応して製品価格改定を行った結果、前期比0.8%増加し2,872億67百万円となりました。事業利益*は、販売品種の高付加価値品へのシフトや価格改定などの収益構造の改善により、前期比7.9%増加し274億58百万円、営業利益は、前期比9.6%増加し272億円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、受取利息の増加、為替差益等により、前期比7.6%増加し218億31百万円となり、いずれも過去最高益となりました。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益は、3期連続で最高益を更新しました。

* 当社グループでは、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標の一つとして「事業利益」という段階利益を導入しております。「事業利益」は、「売上収益」から「売上原価」と「販売費及び一般管理費」を控除して算出しております。

売上収益	当期	2,872億67百万円	前期	2,849億39百万円
			前期比	0.8%増▲
事業利益	当期	274億58百万円	前期	254億48百万円
			前期比	7.9%増▲
営業利益	当期	272億円	前期	248億23百万円
			前期比	9.6%増▲
親会社の所有者に 帰属する当期利益	当期	218億31百万円	前期	202億89百万円
			前期比	7.6%増▲

半導体関連材料部門

〈主要な製造・販売品目等〉

半導体封止用エポキシ樹脂成形材料

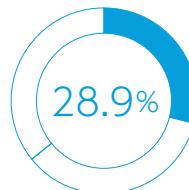
感光性ウェハーコート用液状樹脂

半導体用液状樹脂

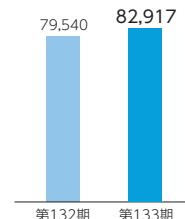
半導体基板材料

売上収益	前期比
829億17百万円	+4.2%
事業利益	前期比
161億39百万円	+5.3%

売上収益構成比



売上収益の推移（百万円）



半導体封止用エポキシ樹脂成形材料は、パソコン、スマートフォンなどの需要が世界的に低迷していることから、情報通信機器向けの販売の苦戦が続いておりますが、モビリティ用途ではEV向けの需要が鈍化したものの、HV向けの販売増により、販売数量・売上収益は前期を上回りました。

感光性ウェハーコート用液状樹脂は、DRAM向けに回復の兆しが見えてきた一方、昨年の秋から在庫調整の局面に入り、売上収益は前期を下回りました。

半導体用ダイボンディングペーストは、LED向けの販売増加等、中国での拡販活動の成果が出始めたものの、台湾などの情報通信機器向けの販売不調により、売上収益は前期を下回りました。

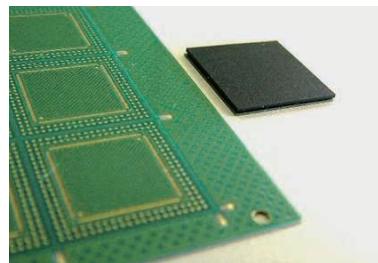
半導体パッケージ基板材料「LαZ[®]」シリーズは、中国製スマートフォン向けの販売が順調に伸び、売上収益は前期を上回りました。



半導体封止用エポキシ樹脂成形材料



感光性ウェハーコート用液状樹脂



半導体パッケージ基板材料「LαZ[®]」

高機能プラスチック部門

〈主要な製造・販売品目等〉

フェノール樹脂成形材料

工業用フェノール樹脂
成形品

合成樹脂接着剤

エポキシ樹脂銅張積層板

フェノール樹脂銅張積層板

航空機内装部品

売上収益

1,014億 1 百万円

前期比

-0.9%

事業利益

53億 2 百万円

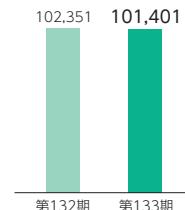
前期比

+14.3%

売上収益構成比



売上収益の推移 (百万円)



工業用フェノール樹脂およびフェノール樹脂成形材料は、国内および中国、アジア地区では自動車や電機部品向けの需要が堅調に推移しましたが、北米の自動車タイヤ用や欧州の建築断熱材用は十分な水準まで回復しておらず、売上収益は前期比で減少しました。

銅張積層板は、エアコンを含む家電の需要が低迷しており、売上収益は大幅に減少しました。

航空機内装部品は、新型コロナウイルス感染症の収束による旅客輸送の増加に伴い、航空機の生産機数の増加による旺盛な需要が期初から継続し、売上収益は大幅に増加しました。

成形品は、中国での自動車用部品の拡販が好調なことから、販売が増加しました。



工業用フェノール樹脂



フェノール樹脂成形材料



航空機内装部品

クオリティオブライフ関連製品部門

〈主要な製造・販売品目等〉

医療機器製品・医薬品

ビニル樹脂シートおよび複合シート

メラミン樹脂化粧板・化粧シート

ポリカーボネート樹脂板

塩化ビニル樹脂板

防水工事の設計ならびに施工請負

鮮度保持フィルム

バイオ関連製品

売上収益

1,021億86百万円

前期比

-0.1%

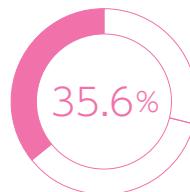
事業利益

97億23百万円

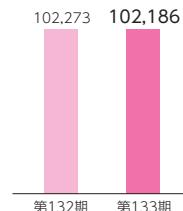
前期比

+5.6%

売上収益構成比



売上収益の推移 (百万円)



医療機器製品は、国内・アジア・米国向けの血液関連製品の販売が大幅に増加し、透析用ろ過装置も堅調に推移したことで、売上収益は前期を上回りました。

バイオ関連製品は、新型コロナウイルス感染症の流行による需要が落ち着き、売上収益は減少しました。

ビニル樹脂シートおよび複合シートは、医薬品包装用途はジェネリック医薬品の在庫拡充を背景に好調を継続しておりますが、食品包装用途はカット野菜での需要が落ち込み、産業用途は中国を中心とした需要が足元は回復基調にあるものの十分な水準まで回復しておらず、売上収益は前期比で減少しました。

ポリカーボネート樹脂板および塩化ビニル樹脂板は、サングラス用偏光板や車載用ヘッドアップディスプレイなどの高付加価値製品で販売数量を伸ばした一方、タブレットPC、電源アダプター向けの絶縁材や主力の国内建材用途、成型用産業用途の販売数量減により、売上収益は前期比で減少しました。

防水関連製品は、集合住宅向けが好調に推移し、売上収益は増加しました。



医療機器製品



ビニル樹脂シートおよび複合シート



ポリカーボネート樹脂板

その他につきましては、売上収益は前期比1.6%減少し7億63百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

当期における資金調達については、当社の子会社である台湾住友培科股份有限公司において、半導体封止用エポキシ樹脂成形材料工場建屋および生産ラインに対する設備投資資金を賄う目的で、金融機関から23億88百万円の借入れを行いました。

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、229億80百万円でした。

設備投資の主な内容は、次のとおりであります。

社名	設備の内容
SUMITOMO BAKELITE EUROPE (GHENT) NV	車載用エポキシ樹脂成形材料生産ライン
南通住友電木有限公司	フェノール樹脂成形材料工場建屋および生産ライン
蘇州住友電木有限公司	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料工場
台湾住友培科股份有限公司	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料工場建屋および生産ライン

(4) 企業再編等の状況

- ① 日本電気株式会社との合併により設立した当社の子会社である住ベ情報システム株式会社について、日本電気株式会社が保有する株式の全部を譲り受け、2023年7月31日付で完全子会社といたしました。その後、2023年10月1日付で、住ベ情報システム株式会社を吸収合併いたしました。
- ② 旭化成株式会社と締結した株式譲渡契約に従い、同社の完全子会社である旭化成パックス株式会社のフィルム事業に係る権利義務の一部を承継し新設分割により設立されたS Bパックス株式会社について、同社の株式の90%を旭化成株式会社から譲り受け、2024年4月1日付で子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、社会・環境の急激な変化にも適応できるよう、これまで以上に経営基盤を強化するとともに、社会課題の変化を成長機会に結びつけることで将来につながるサステナブルな経営を推進するべく、2021年度から3か年の中期経営計画に取り組んでまいりました。2023年度は、2022年度に上方修正しました数値目標(売上収益3,000億円、事業利益300億円、ROE 10%)には届きませんでした。過去最高益の事業利益274億58百万円を達成しました。

これまでの3年間の総括を踏まえ、2030年ありたい姿からのバックキャストにより、2024年度から2026年度の新たな中期経営計画を策定するとともに、経営の重要課題(マテリアリティ)についても見直しを行いました。その骨子は、次のとおりです。

2030年 ありたい姿 (数値目標)	事業利益 : 550億円 事業利益率 : 13% ROE : 10%
ビジョン	お客様との価値創造を通じて 「未来に夢を提供する会社」
中期方針	“ニッチ&トップシェア”を目指し、 価値創造につながるポートフォリオ改革に挑戦する
中期戦略	①製品構成を最適化し、既存事業の収益力を強化 ②SDGsに則した環境的・社会的価値を有する新商品/新ソリューションを創出 ③個人の自律性と組織の一体感を高め、全社力を最大化
2026年度 数値目標 (中計最終年度)	事業利益 : 400億円 事業利益率 : 11.5% ROE : 9%
経営の重要課題 (マテリアリティ)	環境・社会価値の創造
	「価値創造のアクセル」 顧客との共創、人的資本(人材の活躍)経営、イノベーション、DX
	「事業を継続する基盤」 安全衛生、製品責任、コンプライアンス、サイバーセキュリティ、 人権尊重、サステナブル調達、コーポレートガバナンス

当社グループは、新たな中期経営計画の初年度である2024年度において、次のような取り組みを進めてまいります。

サステナビリティに関する取り組み

(考え方)

近年、環境側面において、プラスチックに対するネガティブなイメージが抱かれています。しかし、安全や安心、快適性を追求しながら、プラスチックを通じてしか発現できない機能をもって社会課題を解決するというその役割は、これからも重要であり続けると考えております。

当社グループは、「基本方針(経営理念)『我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。』」に基づき、パーパス『プラスチックの可能性を広げることで、持続可能な社会を実現する』に向かって事業活動を行うことで、持続可能な企業価値の向上を目指します。』をサステナビリティ推進方針として新たに掲げ、サステナビリティを重視する取り組みをさらに強化してまいります。プラスチックの多様な機能を追求し、その可能性を広げながら、SDGsへ貢献する新製品・新サービスを継続的に社会実装することにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2030年ビジョン「お客様との価値創造を通じて未来に夢を提供する会社」の実現を目指し、持続的な企業価値の向上と経営基盤の一層の強化に取り組んでまいります。

(SDGs貢献)

2015年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)は、社会のニーズそのものであり、当社グループの基本方針(経営理念)に通じるものと考えております。当社グループでは、重点的に取り組むべきSDGsの領域を定めるとともに、SDGsに寄与する製品を「SDGs貢献製品」と認定し、その売上収益比率を向上させる取り組みを行っております。SDGs貢献製品売上収益比率を2023年度に50%とする目標については、2022年度に前倒しで達成することができました。2030年度の目標である70%の達成に向けて、引き続き売上収益比率向上を推進してまいります。

(気候変動対応)

当社グループは、SDGsの中でも「気候変動」への対応は特に重要であると考えております。2020年3月に策定した「環境ビジョン2050(ネットゼロ)」をもとに、国内すべての工場・研究所と欧州のグループ会社で再生可能エネルギー由来の電力に切り替え、さらに太陽光発電パネルの設置を拡大することで、日本政府目標である2030年度温室効果ガス(GHG)排出量46%削減(2013年度比)を、2023年度に前倒しで達成する見込みとなりました。全社横断のタスクチームで、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に基づく情報開示に向けた活動を引き続き推進してまいります。

DXに関する取り組み

当社グループは、2030年のありたい姿の実現に向けてDX（デジタルトランスフォーメーション）を全社横断で推進しております。研究開発では、MI（マテリアルズ・インフォマティクス）*の活用による研究・開発能力増強に向けて、デジタルスキルを有する人材の育成に力を入れております。さらに、人に頼らない生産システムの進化、業務プロセスや営業活動にデジタル技術・データを活用する取り組みなど、人生産性向上・働き方改革を推進する取り組みを行っております。これにより、DXを通じてビジネスモデルの変革を実現し、新たな顧客価値の創出に貢献してまいります。

特に、デジタルスキルを有する人材の育成については、2023年度に教育講座の増設、褒賞制度も含めたデータサイエンティスト社内認定制度を導入しました。これらを修了したデータサイエンティスト人材の活躍により、データ科学技術を取り入れた研究・開発業務の効率化や省コスト化、製品機能の向上など、多くの成果が生まれています。

* MI（マテリアルズ・インフォマティクス）とは、データ科学と物質・材料に関するデータとを駆使して新規材料の発見や高機能化など材料科学の諸問題を解明するための科学技術的手法です。

人的資本・多様性に関する取り組み

経営として取り組むべき重要課題の一つとして、DE&I（ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公正性）、インクルージョン（包括性））の推進を掲げ、専任部署として2023年度に新設したDE&I推進室が中心となり、多様な人材が個性や能力を発揮し、一人ひとりの状況に応じた公正な機会が提供され、相互の理解と尊重のもとで生き生きと活躍できる会社の実現に向けて取り組みを進めております。また、自律性の強化と組織力の向上を目指して、マネジメント教育の充実を図っております。特に、マネジメント層のリーダーシップを強化するため、360°評価を用いた教育を拡大し、個人および組織のパフォーマンスの向上につなげてまいります。

事業分野別の取り組み

(半導体関連材料)

回復、成長が見込まれる半導体市況を見据え、中国および台湾の新生産ライン増設により封止材のグローバル供給体制を強化して拡販を進め、グローバルシェアのさらなる拡大を目指します。研究開発においては、HPC（ハイパフォーマンス・コンピューティング）やパワーデバイスをはじめとする次世代半導体向けの材料開発や環境対応の推進を目的に、社外協業・共創の場となるオープンラボの拡充を図っております。モビリティ分野におきましては、従来の戦略3製品（モーター磁石固定用封止材、ECU/TCU一括封止材、パワーモジュール用封止材）にステーター絶縁層・コイル封止材を加え、モビリティ戦略3+1製品と位置づけ、新生産拠点の本格稼働やオープンラボの拡充を通じてグローバル展開を加速します。

(高機能プラスチック)

グローバル視点での生産拠点の最適化、ならびにスマートファクトリー化推進による生産性向上等により、既存領域の製品の収益力強化を図るとともに、電動車(バッテリー、e-Axle、各種電動パーツ)、半導体関連(レジスト、パワーモジュール、センサー)、航空機(内装材)等の強化領域向けの高付加価値製品へ製品ポートフォリオ改革を推進します。また、循環型社会へ適応すべく、バイオマス製品の拡大に加え、熱硬化性樹脂のリサイクル技術の開発を推進し、早期の社会実装を目指すとともに、中長期的には他製品への応用展開につなげてまいります。

(クオリティオブライフ関連製品)

・医療機器事業およびバイオ事業

営業効率の向上や製品ラインナップの拡充など、引き続き、SBCカワスミ株式会社との医療機器事業の統合によるグループシナジーの最大化を図ってまいります。強化領域(血管内、消化器、内視鏡領域)の製品ラインナップ拡充とあわせ、グローバル戦略として、主力製品の低侵襲医療機器、血液バッグ等については、それぞれ欧米、アジア地域への拡販を加速します。また、2024年2月に出資しました、医療機器に特化したベンチャーキャピタルファンドを活用し、スタートアップを含めた外部との協業機会の増加、新規事業の創出にも積極的に取り組んでまいります。バイオ事業においては、事業規模拡大を目指し、主力製品に加え、細胞・遺伝子治療支援製品の拡販とともに、新製品と位置づけている創薬支援用生体模倣システムの実用化を目指し、事業開発を推進してまいります。

・フィルム・シート事業

半導体関連製品のアジアへの展開強化、モノマテリアル医薬品包装製品の欧州への展開等、高シェア製品のグローバル展開を進めます。また、食品ロス削減への貢献が期待される食品包装用スキンパックの市場認知度の向上や、新たな環境対応製品の市場投入にも取り組みます。スマートファクトリー化による生産性向上を継続し、収益力の強化も図ってまいります。

・産業機能性材料事業および防水関連事業

高付加価値の機能材製品であるアイウェア、車載向け光学制御製品、および電動車向け絶縁シートを軸とした高収益ビジネスモデルへの転換とあわせ、グローバル展開による拡販を推進します。防水関連では、急増するリフォーム物件の取込み、太陽光発電向け防水部材の拡販等により、住宅領域での事業強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

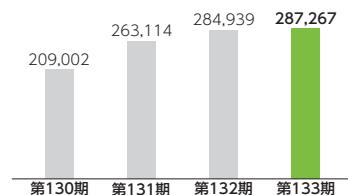
国際会計基準 (I F R S)

区 分	第130期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第131期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第132期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第133期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上収益 (百万円)	209,002	263,114	284,939	287,267
事業利益 (百万円)	16,642	26,489	25,448	27,458
営業利益 (百万円)	19,914	24,887	24,823	27,200
税引前利益 (百万円)	16,139	25,880	26,736	31,489
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	13,198	18,299	20,289	21,831
基本的1株当たり当期利益 (円)	140.23	194.43	215.59	233.66
資産合計 (百万円)	345,763	370,836	378,457	441,162
資本合計 (百万円)	202,141	232,136	257,692	303,727
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,127.24	2,441.61	2,713.43	3,233.79

(注) 2024年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、基本的1株当たり当期利益および1株当たり親会社所有者帰属持分は、第130期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

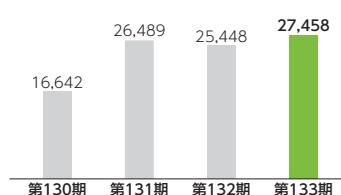
売上収益

(単位: 百万円)



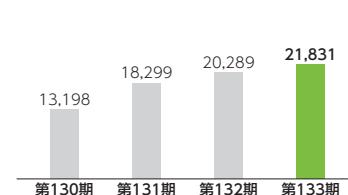
事業利益

(単位: 百万円)



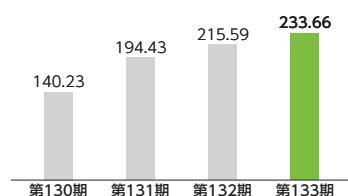
親会社の所有者に帰属する当期利益

(単位: 百万円)



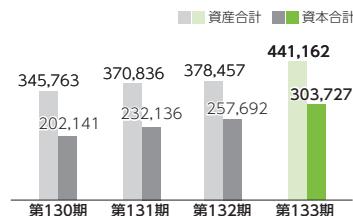
基本的1株当たり当期利益

(単位: 円)



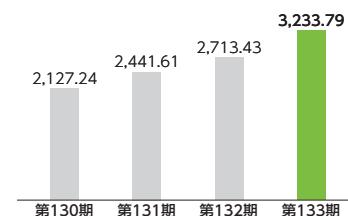
資産合計・資本合計

(単位: 百万円)



1株当たり親会社所有者帰属持分

(単位: 円)



(7) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本 社		東京都品川区
研 究 所	先端材料研究所	栃木県宇都宮市
	バイオ・サイエンス研究所	神戸市西区
	コーポレートエンジニアリングセンター	静岡県藤枝市
	H P P 技術開発研究所	
	フィルム・シート研究所	兵庫県尼崎市
	産業機能性材料研究所	栃木県鹿沼市
	情報通信材料研究所	栃木県宇都宮市 福岡県直方市
工 場	尼崎工場	兵庫県尼崎市
	鹿沼工場	栃木県鹿沼市
	静岡工場	静岡県藤枝市
	宇都宮工場	栃木県宇都宮市

② 子会社

日 本	秋田住友ベーク株式会社 S B カワスミ株式会社 住ベシート防水株式会社 九州住友ベークライト株式会社	秋田県秋田市 川崎市川崎区 東京都品川区 福岡県直方市
欧 州	SUMITOMO BAKELITE EUROPE NV SUMITOMO BAKELITE EUROPE (GHENT) NV SUMITOMO BAKELITE EUROPE (BARCELONA), S.L.U.	ベルギー ベルギー スペイン
北 米	SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC. DUREZ CORPORATION VAUPELL HOLDINGS, INC. SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA, INC.	米国 米国 米国 米国
ア ジ ア	南通住友電木有限公司 SNC INDUSTRIAL LAMINATES SDN. BHD. 蘇州住友電木有限公司 SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD. 住友倍克澳門有限公司 東莞住友電木有限公司 SUMIDUREZ SINGAPORE PTE. LTD. KAWASUMI LABORATORIES (THAILAND) CO., LTD. 台湾住友培科股份有限公司	中国 マレーシア 中国 シンガポール マカオ 中国 シンガポール タイ 台湾

(注) 2023年4月1日付で、VYNCOLIT NVは、SUMITOMO BAKELITE EUROPE (GHENT) NVに商号を変更しました。

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

部 門	従 業 員 数 (名)
半 導 体 関 連 材 料 部 門	1,081
高 機 能 プ ラ ス チ ッ ク 部 門	2,257
ク オ リ テ ィ オ ブ ラ イ フ 関 連 製 品 部 門	4,149
そ の 他	52
全 社 (共 通)	414
合 計	7,953 (前期末比-91)

(9) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

地域	会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
日本	秋田住友ベーク株式会社	490 ^{百万円}	100.00	工業用フェノール樹脂、医療機器製品、パイオ関連製品および合成樹脂接着剤の製造
	S B カワスミ株式会社	310 ^{百万円}	100.00	医療機器製品および医薬品の開発・製造・販売
	住ベシート防水株式会社	300 ^{百万円}	100.00	防水材料の製造・販売および防水工事の設計・施工請負
	九州住友ベークライト株式会社	200 ^{百万円}	100.00	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料および感光性ウエハーコート用液状樹脂の製造
欧州	SUMITOMO BAKELITE EUROPE NV	109,283 ^{千ユーロ}	100.00	工業用フェノール樹脂の製造・販売
	SUMITOMO BAKELITE EUROPE (GHENT) NV	9,665 ^{千ユーロ}	100.00 (90.00)	フェノール樹脂成形材料および車載用エポキシ樹脂成形材料等の製造・販売ならびに当社グループ各社製品の仕入販売
	SUMITOMO BAKELITE EUROPE (BARCELONA), S.L.U.	71 ^{千ユーロ}	100.00 (100.00)	工業用フェノール樹脂の製造・販売
北米	SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC.	381,250 ^{千米ドル}	100.00	北米地域子会社の持株会社
	DUREZ CORPORATION	104,360 ^{千米ドル}	100.00 (100.00)	工業用フェノール樹脂の製造・販売
	VAUPELL HOLDINGS, INC.	7 ^{千米ドル}	100.00 (100.00)	北米地域の航空機内装部品および医療機器製品等の製造・販売子会社の持株会社
	SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA, INC.	0.5 ^{千米ドル}	100.00 (100.00)	フェノール樹脂成形材料の製造・販売
アジア	南通住友電木有限公司	696,474 ^{千人民元}	100.00	工業用フェノール樹脂、フェノール樹脂成形材料、液状エポキシ樹脂および共押出複合シートの製造・販売
	SNC INDUSTRIAL LAMINATES SDN. BHD.	62,204 ^{千米ドル}	100.00	フェノール樹脂銅張積層板および工業用フェノール樹脂の製造・販売
	蘇州住友電木有限公司	355,414 ^{千人民元}	100.00 (100.00)	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料の製造・販売
	SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD.	31,314 ^{千米ドル}	100.00	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料および半導体用液状樹脂の製造・販売
	住友倍克澳門有限公司	30,665 ^{千米ドル}	100.00	エポキシ樹脂銅張積層板の製造・販売
	東莞住友電木有限公司	49,981 ^{千人民元}	100.00	医療機器製品の製造・販売
	SUMIDUREZ SINGAPORE PTE. LTD.	5,121 ^{千米ドル}	100.00	フェノール樹脂成形材料の製造・販売
	KAWASUMI LABORATORIES (THAILAND) CO., LTD.	235,000 ^{千バーツ}	99.51 (99.51)	医療機器製品および医薬品の製造
	台湾住友培科股份有限公司	800,000 ^{千台湾ドル}	69.00	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料の製造・販売

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が有する議決権の比率を内数で示しております。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
第一商業銀行股份有限公司	2,455
株式会社日本政策投資銀行	1,500
株式会社三井住友銀行	1,315
三井住友信託銀行株式会社	1,260

(注) 上記のほか、シンジケートローンとして20,096百万円の借入れがあります。

2. 会社の株式の状況（2024年3月31日現在）

(1) 株式の種類および単元株式数

種 類	普通株式
単 元 株 式 数	100株

(2) 株 式 数

発行可能株式総数	160,000,000株
発行済株式総数	46,878,978株
(自己株式314,228株を含む。)	

(注) 当社は、2024年1月31日開催の取締役会の決議により、2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は、160,000,000株増加して320,000,000株となるとともに、発行済株式総数は46,878,978株増加して93,757,956株となっております。

(3) 株 主 数	10,796名
うち単元株主数	7,237名

(4) 大 株 主

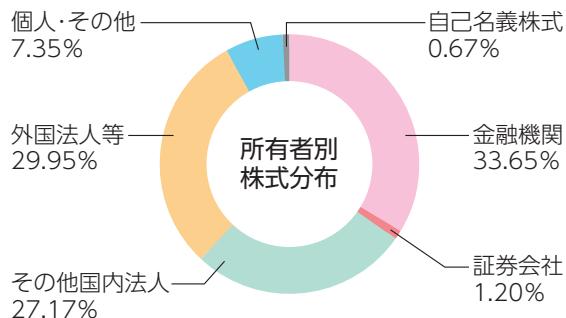
株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
住 友 化 学 株 式 会 社	10,509	22.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,281	13.49
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,911	8.40
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,036	6.52
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	973	2.09
株 式 会 社 か ん ぼ 生 命 保 険	953	2.05
株式会社日本カストディ銀行・三井住友信託退給口	654	1.41
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	654	1.40
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	523	1.12
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	474	1.02

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

当社は、当事業年度中に、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬として、次のとおり自己株式を交付しました。

	株式の種類および数	交付された者の人数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く。)	普通株式 6,753株	6名



(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、株主還元の充実および資本効率の向上を目的として、2023年5月15日開催の取締役会の決議により、次のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類および数	普通株式 499,900株
株式の取得価額の総額	2,999,488,058円
取得期間	2023年5月16日から2023年9月22日まで

- ② 当社は2023年9月28日開催の取締役会の決議により、次のとおり自己株式を消却しております。

消却した株式の種類および数	普通株式 2,711,500株
消却した日	2023年10月31日

3. 会社役員の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の状況

氏名	会社における地位	会社における担当および重要な兼職の状況
藤原 一彦	代表取締役社長 社長執行役員	
稲垣 昌幸	代表取締役 副社長執行役員	研究開発本部、先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、光電気複合インターポーザ事業開発推進部統轄 生産技術本部、コーポレートエンジニアリングセンター担当
朝隈 純俊	取締役 副社長執行役員	高機能プラスチックセグメント統轄
小林 孝	取締役 専務執行役員	フィルム・シート研究所、フィルム・シート営業本部、医療機器事業本部、S-バイオ事業部、尼崎工場統轄 秋田住友ベーク株式会社 代表取締役社長 S B カワスミ株式会社 代表取締役会長
倉知 圭介	取締役 専務執行役員	半導体関連材料セグメント、スマートコミュニティ市場開発本部統轄 九州住友ベークライト株式会社 代表取締役社長 台湾住友培科股份有限公司 董事長
平井 俊也	取締役 常務執行役員	総務本部、人事本部、経営戦略企画室、サステナビリティ推進部、大阪事務所、名古屋事務所統轄 経理企画本部、IT推進本部、調達本部担当
阿部 博之	取締役	
松田 和雄	取締役	大同メタル工業株式会社 社外監査役
永島 恵津子	取締役	公認会計士永島会計事務所 公認会計士 ブルドックソース株式会社 社外取締役 (監査等委員)
竹崎 義一	常勤監査役	
青木 勝重	常勤監査役	
山岸 和彦	監査役	あさひ法律事務所 弁護士 新コスモス電機株式会社 社外監査役
川手 典子	監査役	川手公認会計士事務所 公認会計士 税理士 米国公認会計士 クレアコンサルティング株式会社 代表取締役 キャストグローバルグループ パートナー いちご株式会社 社外取締役 ニチレキ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち山岸和彦および川手典子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役青木勝重氏は、他社で経理部門および内部統制・監査部門の業務に従事した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役川手典子氏は、公認会計士および税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏ならびに監査役山岸和彦および川手典子の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っております。

5. 当期中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。
- ① 2023年6月22日開催の第132期定時株主総会終結の時をもって、中村隆氏は取締役を、寺沢常夫氏は監査役を、それぞれ退任いたしました。
- ② 2023年6月22日開催の第132期定時株主総会において、新たに平井俊也氏が取締役に、竹崎義一氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 取締役の地位、担当および重要な兼職の状況は、2024年4月1日現在、次のとおりとなっております。

氏名	会社における地位	会社における担当および重要な兼職の状況
藤原 一彦	代表取締役社長 社長執行役員	
稲垣 昌幸	代表取締役 副社長執行役員	研究開発本部、先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、生産技術本部、光回路事業開発部統轄 コーポレートエンジニアリングセンター担当
朝隈 純俊	取締役 副社長執行役員	産業機能性材料研究所、産業機能性材料営業本部、鹿沼工場、シート防水事業統轄 グローバルマーケティング本部担当
小林 孝	取締役 専務執行役員	神戸事業所、フィルム・シート研究所、フィルム・シート営業本部、医療機器事業本部、S-バイオ事業部、尼崎工場統轄 S B カワスミ株式会社 代表取締役会長
倉知 圭介	取締役 専務執行役員	半導体関連材料セグメント統轄 九州住友ベークライト株式会社 代表取締役社長 台湾住友培科股份有限公司 董事長
平井 俊也	取締役 常務執行役員	総務本部、人事本部、経営戦略企画室、サステナビリティ推進部、大阪事務所、名古屋事務所統轄 経理企画本部、IT推進本部、調達本部担当
阿部 博之 松田 和雄	取締 役	大同メタル工業株式会社 社外監査役
永島 恵津子	取締 役	公認会計士永島会計事務所 公認会計士 ブルドックソース株式会社 社外取締役（監査等委員）

(ご参考)

執行役員を兼務する取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

(2024年4月1日現在)

氏名	地位	担当
鍛冶屋 伸一	専務執行役員	高機能プラスチックセグメント統轄
指田 暢幸	常務執行役員	産業機能性材料研究所、産業機能性材料営業本部、鹿沼工場、シート防水事業担当
鈴木 真	常務執行役員	アジア高機能プラスチック事業、中国高機能プラスチック事業担当
田中 厚	執行役員	フィルム・シート営業本部長 フィルム・シート研究所、尼崎工場担当
中西 久雄	執行役員	研究開発本部長 先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、生産技術本部、光回路事業開発部担当
金沢 敏秀	執行役員	静岡工場 H P P 技術開発研究所担当
池山 寧久	執行役員	人事本部長 総務本部、大阪事務所、名古屋事務所担当
沖 博美	執行役員	経営戦略企画室長 サステナビリティ推進部長
野村 浩史	執行役員	北米高機能プラスチック事業担当
大久保 明子	執行役員	神戸事業所長 医療機器事業本部長 S-バイオ事業部担当
森 健	執行役員	情報通信材料研究所、情報通信材料営業本部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏ならびに監査役青木勝重、山岸和彦および川手典子の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社子会社（北米地区を除く。）の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2023年5月15日開催の取締役会の決議により、次のとおり定めております。

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、業績や株主価値と連動した報酬体系を構築する。具体的には、役位に応じた固定報酬として「月額報酬」、事業の年度計画の達成への意欲を高めるための短期インセンティブとして「賞与」、および株主との価値共有を促進するための中長期インセンティブとして「株式報酬」により構成する。ただし、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとする。なお、月額報酬と賞与の支給総額の合計は年額5億5千万円以内、株式報酬の支給総額は年額1億5千万円以内と、それぞれ株主総会で決議された限度額の範囲内とする。

取締役の個人別の報酬等の額を決定するにあたっては、独立社外取締役（株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出を行っている者）が過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、取締役会決議により、指名・報酬委員会にその決定を委任する。

イ. 月額報酬

月額報酬は、在任期間中に毎月定額を金銭で支給することとし、経営環境や経済情勢等を総合的に勘案し、役位ごとに個別の支給額を決定する。

ロ. 賞与

賞与は、業績に連動して金額を決定することとし、その算定指標として、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標の一つである事業利益を採用する。事業利益に一定率を乗じて算出した額を支給総額とし、個別の支給額は、役位や職責等に応じて支給総額に一定率を乗じた額により算出する。賞与は毎年6月の定時株主総会の日に金銭で支給する。

ハ. 株式報酬

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、役位ごとに定めた支給額に応じた数の譲渡制限付株式を定時株主総会後の一定の時期に割り当てる。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間とする。なお、割当てを受けた取締役が譲渡制限期間中に法令、社内規則または譲渡制限付株式割当契約の違反その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は当該割当株式の全部または一部を無償で取得する。

二. 各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の総額に対する各報酬の割合は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、役位や職責等に応じて適切に定める。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。また、当該報酬枠とは別枠にて、2023年6月22日開催の第132期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額1億5千万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数を年15万株（2024年4月1日を効力発生日とする株式分割に伴う調整後の数）以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

指名・報酬委員会に対して、2023年6月22日開催の取締役会決議により、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容の決定を委任しました。

イ. 受任者（指名・報酬委員会委員）

代表取締役社長 藤原 一彦

独立社外取締役 阿部 博之

独立社外取締役 松田 和雄

独立社外取締役 永島恵津子

ロ. 委任された権限の内容

各取締役に対する個別の月額報酬支給額、賞与支給額ならびに株式報酬支給額および割当て数の決定

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る権限を委任した理由

取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、当社全体の業績や事業環境を俯瞰しつつ、各取締役の職務執行を取締役会から独立して、客観的かつ公正に評価する必要があることから、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に決定を委任することが最も適していると考えられるためであります。

二. 権限が適切に行使されるようにするために講じた措置および個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会は、独立性および客観性を確保し、権限が適切に行使されるようにするため、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、その決議は出席委員の過半数をもって決することとしております。このため取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の個人別の報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬は、基本報酬（月額報酬）であり、その総額および個別支給額は、株主総会で決議された報酬額の限度の範囲内で、監査役の協議により決定されます。

なお、監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		月額報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役	462	271	162	28	10
監査役	77	77	—	—	5
(上記のうち) 社外役員	58	58	—	—	5

(注) 1. 上記の取締役の支給額および支給人員には、2023年6月22日開催の第132期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した中村隆氏を含んでおります。

2. 上記の監査役の支給額および支給人員には、2023年6月22日開催の第132期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した寺沢常夫氏を含んでおります。

3. 取締役に対する賞与の算定指標となる事業利益の当事業年度の期初目標は285億円であり、その実績は274億58百万円となりました。

4. 非金銭報酬等として、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を付与しております。当該株式報酬の内容は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。

5. 非金銭報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。

6. 取締役には使用人分給与を支給しておりません。

7. 社外取締役および監査役には賞与を支給しておりません。

8. 2023年6月22日以前の当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項は、次のとおりです。

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針)

取締役の報酬は、「月額報酬」および「賞与」で構成する。月額報酬は役位ごとの固定報酬とし、賞与は事業の年度計画の達成への意欲を高めるため、事業年度の事業利益を基準に支給額を算定する。なお、社外取締役は月額報酬のみとする。月額報酬と賞与の年度支給総額は、株主総会で決議された限度額の範囲内とする。

取締役の個人別の報酬等の額については、独立社外取締役（株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出を行っている者）が過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、取締役会決議により、指名・報酬委員会にその決定を委任する。

イ. 月額報酬

月額報酬の個別支給額は、代表取締役会長および取締役が兼務する社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、執行役員の役位ごとに支給額を定める。社外取締役は、一定の額とする。

ロ. 賞与

賞与は、業績に連動して金額を決定することとし、その算定指標として、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標の一つである事業利益を採用する。事業利益に一定率を乗じて算出した額を支給総額とし、個別の支給額は、役位に応じて支給総額に一定率を乗じた額により算出する。

ハ. 月額報酬と賞与の割合

賞与を上記基準により決定するため、月額報酬と賞与との割合は定めない。

二. 支給時期

月額報酬は、取締役の在任期間中、毎月支給する。賞与は、在任する事業年度に関する定時株主総会の日に支給する。

(取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項)

指名・報酬委員会に対して、2022年6月23日開催の取締役会決議により、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容の決定を委任しました。

イ. 受任者（指名・報酬委員会委員）

代表取締役社長 藤原 一彦
独立社外取締役 阿部 博之
独立社外取締役 松田 和雄
独立社外取締役 永島恵津子

ロ. 委任された権限の内容

取締役の役位別の月額支給額の決定および賞与の配分における役位別の支給額の決定

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る権限を委任した理由

取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、当社全体の業績や事業環境を俯瞰しつつ、各取締役の職務執行を取締役会から独立して、客観的かつ公正に評価を行う必要があることから、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に決定を委任することが最も適していると考えられるためであります。

二. 権限が適切に行使されるようにするために講じた措置および個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会は、独立性および客観性を確保し、権限が適切に行使されるようにするため、委員の過半数を独立社外取締役で構成するものとし、その決議は出席委員の過半数をもって決することとしております。このため取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員の状況

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
阿部博之 (社外取締役)	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、大学教授としての専門的知識、豊富な経験および幅広い見識を生かして、適宜、経営全般に資する発言を行っております。また、指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行っております。以上から、同氏は当社の期待する役割を果たしております。
松田和雄 (社外取締役)	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、金融機関および事業会社の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を生かして、適宜、経営全般に資する発言を行っております。また、指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行っております。以上から、同氏は当社の期待する役割を果たしております。
永島恵津子 (社外取締役)	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計に関する幅広い見識を生かして、適宜、経営全般に資する発言を行っております。また、指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行っております。以上から、同氏は当社の期待する役割を果たしております。
山岸和彦 (社外監査役)	当期開催の取締役会13回のすべておよび監査役会19回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地および経営に関する幅広い見識を生かして、適宜、課題提起や提言を行っております。
川手典子 (社外監査役)	当期開催の取締役会13回のすべておよび監査役会19回のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地ならびに財務、会計および経営に関する幅広い見識を生かして、適宜、課題提起や提言を行っております。

4. 会計監査人の状況（2024年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	134百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	134百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受けて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度を含む会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、SUMITOMO BAKELITE EUROPE NV、SUMITOMO BAKELITE EUROPE (GHENT) NV、SUMITOMO BAKELITE EUROPE (BARCELONA), S.L.U.、南通住友電木有限公司、SNC INDUSTRIAL LAMINATES SDN. BHD.、蘇州住友電木有限公司、SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD.、住友倍克澳門有限公司、東莞住友電木有限公司、SUMIDUREZ SINGAPORE PTE. LTD.、KAWASUMI LABORATORIES (THAILAND) CO., LTD.および台湾住友培科股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定するほか、会計監査人の独立性およびその職務の遂行状況等に鑑み、その職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定する方針であります。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、当社グループの業務が適正に行われることを確保するための体制の整備についての基本方針について、取締役会の決議により、次のとおり定めております。

(1) 基本的な考え方

- ① 当社は、住友の事業精神を尊重し、経営理念を示した基本方針「我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。」に基づき、「サステナビリティ推進基本方針」を定めるとともに、社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会を中心とする体制で、社会的課題を解決し、持続的な成長と価値創造を実現する。
- ② 当社は、当社およびグループ各社（以下、当社グループという。）の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、内部統制システムという。）が上記の取り組みを推進する基盤となるものと考え、以下の内部統制システムを整備し、それを積極的に活用して経営を行う。

(2) 当社および当社グループにおける取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ共通の規範・基準として、「私たちの行動指針」および「住友ベークライトグループ倫理規範」を定め、当社グループの役職員に周知する。当社グループの役職員は、法令・定款および決められたルールを遵守し、かつ企業倫理にもとる行為を行わないことを職務執行の基本とする。
- ② 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、「コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、規程に基づき社長が任命する委員長の下で、当社グループのコンプライアンスの推進、状況調査、改善、教育啓蒙等を行う。
- ③ 当社は、コンプライアンス違反の早期発見・未然防止を図るため、当社グループ共通のコンプライアンス通報制度を整備し、コンプライアンス違反またはそのおそれがある行為を知った当社グループの役職員および利害関係者が社内外に設置された通報窓口へ直接通報できるよう運用する。窓口へ寄せられた情報は、コンプライアンス委員会委員長（委員長が被通報者になる場合にあっては、副委員長）により適切に処理され、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けることはない。また、グループ各社は、所在国の法令上の要求等を考慮した上で、必要な場合に独自の内部通報制度を整備し、運用する。
- ④ 当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を維持・強化し、内部統制の実施、評価、報告および是正等の適切な運営を行うとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。
- ⑤ 当社グループは、反社会的勢力との関係の排除、贈収賄やカルテル等の違法行為の防止に関し、当社グループ共通の枠組みを遵守するとともに、規程および必要な手続を定め、周知徹底および適切な管理運用に努める。
- ⑥ 当社の監査室および所管業務に関して内部監査を行う部署（以下、内部監査部門という。）は、当社グループの経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および職務執行の状況を適法性および各種基準への適合性の観点から検討・評価し、改善への助言・提案等を行う。また、当社の監査室は、社長および監査役に個別の監査結果を適宜報告するとともに、当社グループの役職員の職務執行に対する監査の実施状況を、当社の取締役会および監査役に定期的に報告する。

(3) 当社および当社グループにおける取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびにグループ各社から当社への職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社の役職員の職務執行における意思決定は、「起案規程」に基づき稟議手続を行い、文書または電磁的方法により稟議手続の記録を保存する。
- ② 当社の役職員の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え「文書規程」、「文書保存規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「情報システムセキュリティ基本方針」等の諸規程およびこれらに関する各マニュアルに従い、適切に保存および管理を行う。
- ③ グループ各社は、情報の保存・管理について、適切な意思決定手続および保存のルールを定め、管理を行う。
- ④ 当社は、グループ会社の管理運営に関する基本事項を定める「関係会社管理運営規程」において、グループ各社が行う事業上の重要事項、グループ各社の財政状態および営業成績に影響を及ぼす事象について、当社における承認または当社への報告を義務付ける。
- ⑤ 内部監査部門は、グループにおける職務執行に係る情報の保存、管理および報告の状況を諸規程およびマニュアル等に照らし監査を行い、適切な保存および管理のための助言・提案等を行う。

(4) 当社および当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスクマネジメント基本規程」において、当社グループのリスクマネジメントの基本方針を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対し的確な管理・実践を行う。
- ② 当社は、当社グループのリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を協議・承認する組織として「リスクマネジメント委員会」を設置した上で、個別リスクの検討課題ごとに具体策を検討・実施する主管部門を設定し、主管部門は進捗を委員会に報告する。
- ③ 当社は、当社グループでの危機発生時における基本方針、体制、情報伝達ルート等を定め、危機の早期収拾、損害の拡大防止を図る。
- ④ 内部監査部門は、当社グループにおける経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、会社財産の保全のための助言・提案等を行う。

(5) 当社および当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、これを実行するための経営目標を定める。
- ② 当社の取締役会は執行役員を選任し、執行役員は社長の指揮命令の下で業務執行の責任者として担当業務を執行する。
- ③ 当社は、取締役、監査役および執行役員で構成する「役員連絡会」を定期的で開催し、当社グループの業務執行の方針の伝達および業務執行状況の報告を行う。
- ④ 当社は、当社グループで横断的に取り組む必要のあるテーマについて、各種委員会において社長が任命する委員長の下で方針・計画の策定、施策の推進、実施状況の検証等の業務を行い、重要な事項は当社の取締役会において報告される。
- ⑤ 当社は、定期的に当社グループの業務執行の責任者が一堂に会する会合を開催し、経営方針の周知および当社グループ内の意思疎通の向上を図る。
- ⑥ 当社の役職員は、グループ各社の取締役等を兼務し、当社グループの経営方針に沿った職務の執行を行う。
- ⑦ 当社は、当社グループの業務の適正を図るため、「関係会社管理運営規程」において、子会社の意思決定に関する当社の関与の基準および程度を明確にする。

- ⑧ 当社は、「連結子会社の内部統制に係る包括的指針」を定め、グループ各社における内部統制システムの整備を推進し、その維持、強化に努める。
- ⑨ 当社は、サイバーリスク等への必要な対策を行いながら、最新のIT技術を積極的に活用し、当社グループの業務全般の正確性、効率性、実効性を高めるべく、業務の革新を推進する。
- ⑩ 内部監査部門は、当社グループにおける経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、経営効率の向上のため改善・合理化への助言・提案等を行う。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、規程に基づき、監査役の指揮命令の下で監査役の職務を補助するため監査役付属を置き、その員数、能力等については監査役会の要請に基づき、必要に応じて見直すことに努める。なお、監査役付属の異動等については監査役会と事前に調整を行う。
- ② 当社は、次のような監査役への報告に関する体制を整備し、運用する。
 - イ. 当社グループの役職員は、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。
 - ロ. 社長の決裁を必要とする重要な意思決定については常勤監査役に回覧し、当社の取締役会の決議事項に関する情報は、各監査役に事前に通知する。
 - ハ. 当社の役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項もしくは著しく不当な事項を知ったときは、これを監査役に報告する。グループ各社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項もしくは著しく不当な事項を知ったときは、これを当社の役職員に報告し、報告を受けた当社の役職員はこれを監査役に報告する。
- 二. 当社は、当社グループ共通のコンプライアンス通報制度およびグループ各社の内部通報制度の通報窓口寄せられた当社グループに著しい損害を及ぼす法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項またはその他重要な事項については適宜監査役に報告するとともに、それらの通報窓口の運用状況についてはコンプライアンス委員会を通じて定期的に報告する。また、当社グループ共通のコンプライアンス通報制度において、当社の取締役または執行役員が通報対象者になる場合には、通報窓口およびコンプライアンス委員会による監査役への報告を義務付ける。
- ホ. 当社は、当社グループの役職員が監査役に当社グループのさまざまな情報について報告したことに關して不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行のために必要な費用については速やかに処理するものとする。
- ④ 当社は、前述のほか、次のような監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用する。
 - イ. 監査役は、経営状況に関する重要な会議および内部統制に関する重要な会合に参加し、意見を述べることができる。
 - ロ. 監査役は、内部監査部門および会計監査人と関係を図るため、必要な範囲内で内部監査報告会や会計監査講評等に立ち会う。
 - ハ. 監査役会は、その年間監査計画および重点監査事項を取締役および執行役員に周知し、取締役および執行役員はそれらに基づく監査活動に協力する。
- 二. 社長は定期的に監査役との懇談を行い、当社グループの業務執行における適正を確保するため相互に意見交換を行う。

(運用状況の概要)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ・10月をコンプライアンス強調月間と定め、eラーニングによる教育等を通じて、当社グループ共通の規範・基準である「私たちの行動指針」およびグループ各社の役員および従業員が遵守すべきコンプライアンスの観点での具体的規範・行動基準である「住友バークライトグループ倫理規範」の周知徹底を図ったほか、コンプライアンスに関する社内研修を適宜実施しました。
- ・コンプライアンス委員会を1回開催し、グループのコンプライアンスに関する取り組みの進捗を確認しました。
- ・当社の内部通報制度による内部通報の内容はすべて社長に報告され、その指示のもと、主管部門を通じて適切に対応・処理しました。また、当社およびグループ各社における内部通報制度の利用状況および対応状況について、コンプライアンス委員会において定期的な確認を実施しました。
- ・財務報告に係る内部統制については、当社の監査室がグループの内部統制評価を実施し、グループの内部統制が適切に運用されていることを確認しました。
- ・当社の監査室によって行われた当社およびグループ各社における管理・運営の制度および業務執行の状況に対する検討・評価、これに基づく改善への助言・提案、是正状況の確認等の内部監査の結果を取締役会で確認しました。また、当社の監査室は、当社の監査役会にもこれらの監査結果の報告を行いました。当社の生産技術本部は、グループのモノづくりの全プロセスに関する内部監査を実施し、安全・環境・品質などの観点で総合的に点検して指摘・改善提案を行いました。

(2) グループ管理体制

- ・グループ会社の運営については、「関係会社管理運営規程」に基づき必要な情報を把握し、重要な案件は当社取締役会において報告・審議しました。
- ・SDGsを含むグループのサステナビリティ活動を継続的かつ全社的に行う母体であるサステナビリティ推進委員会のもと、その下部委員会であるコンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、SDGs推進委員会、カーボンニュートラル推進委員会、情報セキュリティ対策委員会などを定期的に開催し、グループで取り組むべきテーマについて適宜検討を行いました。
- ・年2回開催する業務連絡会において、グループの業務執行の責任者間で経営方針・課題の共有を行い、グループで一体となった事業運営を進めました。
- ・R&D効率化や新製品の創出力の向上を目指して、専任プロジェクトチームによる主導のもと研究開発分野におけるMI（マテリアルズ・インフォマティクス）の推進に取り組んだほか、モノづくりや業務全般でも積極的にIT技術を活用し、グループの業務運営をDXをもとに効率的かつ効果的に推進しました。

(3) リスク管理体制

- ・リスクマネジメント委員会を3回開催し、当社グループの経営成績等に重要な影響を与える主要リスクの選定、主要リスクの対応策の妥当性確認および追加検討すべき対策、個別リスクに対しての必要な施策についての指示などを主管部門、各事業部門に対して行いました。

(4) 取締役の職務執行の体制

- ・当事業年度を最終年度とする3か年の中期経営計画に定めたビジョン、基本方針および基本戦略のもと、

当事業年度における各事業部門の事業戦略や年間予算を定め、その進捗や達成状況を適宜取締役会で確認しました。また、次年度以降の新たな中期経営計画の策定を進めました。

- ・役員連絡会を原則として毎月1回開催し、取締役会で決定された方針や重要事項を周知するとともに、業績の報告および各執行役員からの業務の執行状況の報告を行い、重要事項のレビューおよび情報の共有を行いました。
- ・取締役会は、サステナビリティ推進委員会をはじめとする各種委員会が検討・決定した事項のうち重要なものについて報告を受け、その内容を確認しました。
- ・取締役会の実効性の確保に向けて、取締役会に出席する全役員のアンケートによる自己評価およびこの集計結果に基づく議論により、取締役会の実効性の分析・評価を行い、これまでに抽出した課題の改善状況を確認し、取締役会の実効性の確保に向けて、さらなる取締役会の活性化を図ることとしました。

(5) 監査役の監査の体制

- ・すべての監査役は、在任中のすべての監査役会、取締役会、役員連絡会、社外取締役が参加する社外役員会に出席して必要な意見を述べたほか、常勤監査役が中核となり、業務連絡会、予算審議会、サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会などの、経営や内部統制に関する重要な会議にも参加して、監査に必要な情報を収集するとともに、意見交換を行いました。
- ・監査役および監査役会は、当社が抱えるリスクの検討を行ったうえで、当年度の監査計画と重点監査項目を決定し、取締役会にその概要を報告して、取締役の協力を得て往査などの監査活動を行いました。
- ・社長と監査役は、定期的に会合を持ち、会社経営をめぐる諸課題や監査役の監査活動について意見交換を行いました。
- ・当社は、社長の決裁を必要とするすべての重要な意思決定の常勤監査役への回覧や、取締役会の決議事項の全監査役への事前の説明に加え、内部通報を含めた、グループの法令・定款に違反するあるいはそのおそれのある事項、その他グループの運営に係る重要な事項について監査役へ必要な報告を行いました。
- ・監査役および監査役会は、ウェブ会議形式も活用しながら、常勤監査役が内部監査や会計監査の往査の講評に参加するほか、社外監査役も加わって内部監査部門や会計監査人と定期的に会合を持つなどして、内部監査部門や会計監査人との緊密な連携を保ちました。
- ・当事業年度は、兼務の監査役付属1名が監査役の指揮命令下で、各監査役および監査役会の活動を補助しました。

(注) 本事業報告における金額、比率および株式数の表示方法は、注記がある場合を除き、次のとおりであります。ただし、「-」と表示している場合は「なし」を表しております。

1. 百万円単位の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上収益および利益の増減比率ならびに売上収益構成比は四捨五入により小数点第1位まで、議決権比率および持株比率ならびに所有者別株式分布は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。
3. 千株単位の記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	250,739	流 動 負 債	94,256
現金及び現金同等物	121,635	借入金	33,050
営業債権及びその他の債権	64,981	営業債務及びその他の債務	54,893
その他の金融資産	1,445	その他の金融負債	1,510
棚卸資産	58,848	未払法人所得税等	3,590
その他の流動資産	3,829	引当金	181
		その他の流動負債	1,033
非 流 動 資 産	190,423	非 流 動 負 債	43,178
有形固定資産	122,684	借入金	15,476
使用権資産	7,628	その他の金融負債	3,767
のれん	1,504	退職給付に係る負債	3,839
その他の無形資産	2,577	引当金	1,337
その他の金融資産	40,866	繰延税金負債	18,232
退職給付に係る資産	12,831	その他の非流動負債	528
繰延税金資産	2,151	負 債 合 計	137,435
その他の非流動資産	182	資 本	
資 産 合 計	441,162	親会社の所有者に帰属する持分	301,161
		資本金	37,143
		資本剰余金	35,137
		自己株式	△ 1,020
		その他の資本の構成要素	63,448
		利益剰余金	166,454
		非 支 配 持 分	2,566
		資 本 合 計	303,727
		負 債 及 び 資 本 合 計	441,162

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額
売	上	収	益	287,267
売	上	原	価	△ 201,557
売	上	総	利	85,710
販	売	費	及	△ 58,252
事	業	一	般	27,458
		管	理	
		費		
		業	利	
		益		
そ	の	他	の	263
そ	の	他	の	△ 521
		収	益	
		費	用	
営	業	利	益	27,200
金	融	収	益	4,611
金	融	費	用	△ 322
税	引	前	利	31,489
法	人	所	得	△ 9,549
		税	費	
		用		
当	期	利	益	21,940
非	支	配	持	109
		分		
親	会	社	の	21,831
		所	有	
		者	に	
		帰	属	
		す	る	
		当	期	
		利	益	

連結持分変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	自 己 株 式	利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	37,143	35,137	△ 6,799	155,403
当 期 利 益	—	—	—	21,831
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	—
当 期 包 括 利 益	—	—	—	21,831
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△ 6,553
自 己 株 式 の 取 得	—	△ 20	△ 3,014	—
自 己 株 式 の 消 却	—	△ 13	8,757	△ 8,744
株 式 報 酬 取 引	—	32	36	—
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	—	—	—	4,517
所 有 者 と の 取 引 合 計	—	△ 1	5,779	△ 10,780
当 期 末 残 高	37,143	35,137	△ 1,020	166,454

	親会社の所有者に帰属する持分					非 支 配 分	資 本 合 計
	その他の資本の構成要素						
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動額	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額	合 計		
当 期 首 残 高	9,463	—	△ 41	25,053	34,475	2,333	257,692
当 期 利 益	—	—	—	—	—	109	21,940
そ の 他 の 包 括 利 益	9,009	4,448	14	20,019	33,490	204	33,695
当 期 包 括 利 益	9,009	4,448	14	20,019	33,490	313	55,635
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△ 80	△ 6,633
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△ 3,034
自 己 株 式 の 消 却	—	—	—	—	—	—	—
株 式 報 酬 取 引	—	—	—	—	—	—	68
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	△ 69	△ 4,448	—	—	△ 4,517	—	—
所 有 者 と の 取 引 合 計	△ 69	△ 4,448	—	—	△ 4,517	△ 80	△ 9,599
当 期 末 残 高	18,403	—	△ 27	45,072	63,448	2,566	303,727

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	254,659	負 債 の 部	102,127
流 動 資 産	83,791	流 動 負 債	67,102
現金及び預金	25,512	支払手形	952
受取手形	4,046	買掛金	20,533
売掛金	24,977	短期借入金	6,876
商品及び製品	4,775	1年内返済予定の長期借入金	7,210
仕掛品	3,303	コマーシャル・ペーパー	20,000
原材料及び貯蔵品	77	未払金	2,612
前払費用	5,654	未払費用	1,978
短期貸付金	369	未払法人税等	997
未収入金	2,876	預り金	3,180
そ の 他	10,615	賞与引当金	1,914
貸倒引当金	1,582	そ の 他	845
	△ 0		
固 定 資 産	170,867	固 定 負 債	35,024
(有形固定資産)	(34,765)	長期借入金	24,621
建物	13,770	繰延税金負債	10,056
構築物	725	環境対策引当金	76
機械及び装置	8,227	資産除去債務	79
車両運搬具	17	長期預り保証金	121
工具、器具及び備品	1,732	そ の 他	68
土地	7,098		
リース資産	96		
建設仮勘定	3,096		
(無形固定資産)	(644)		
ソフトウェア	571		
そ の 他	72		
(投資その他の資産)	(135,457)	純資産の部	152,531
投資有価証券	30,767	株 主 資 本	136,038
関係会社株式	91,279	資 本	37,143
長期貸付金	680	資 本 剰 余 金	35,358
長期前払費用	128	資 本 準 備 金	35,358
前払年金費用	12,278	利 益 剰 余 金	64,556
そ の 他	499	利 益 準 備 金	4,136
貸倒引当金	△ 175	そ の 他 利 益 剰 余 金	60,420
		別 途 積 立 金	32,500
		繰 越 利 益 剰 余 金	27,920
		自 己 株 式	△ 1,019
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	16,492
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,492
資 産 合 計	254,659	負 債 純 資 産 合 計	254,659

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		99,834
売上原価		64,237
売上総利益		35,597
販売費及び一般管理費		22,291
営業利益		13,305
営業外収益		
受取利息	143	
受取配当金	17,388	
雑収入	773	18,305
営業外費用		
支払利息	493	
雑損	408	901
経常利益		30,709
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	90	
抱合せ株式消滅差益	121	214
特別損失		
固定資産除売却損	159	
その他	20	179
税引前当期純利益		30,744
法人税、住民税及び事業税	1,803	
法人税等調整額	1,985	3,788
当期純利益		26,956

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利益準備金
当 期 首 残 高	37,143	35,358	0	4,136
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 消 却			△ 32	
株 式 報 酬 取 引			32	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 0	—
当 期 末 残 高	37,143	35,358	—	4,136

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	32,500	16,241	△ 6,799	118,580	7,703	126,283
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 6,553		△ 6,553		△ 6,553
当 期 純 利 益		26,956		26,956		26,956
自 己 株 式 の 取 得			△ 3,013	△ 3,013		△ 3,013
自 己 株 式 の 消 却		△ 8,724	8,757	—		—
株 式 報 酬 取 引			35	68		68
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					8,789	8,789
当 期 変 動 額 合 計	—	11,678	5,779	17,457	8,789	26,247
当 期 末 残 高	32,500	27,920	△ 1,019	136,038	16,492	152,531

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

住友ベークライト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 直人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友ベークライト株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友ベークライト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

住友パークライト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 直人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友パークライト株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第133期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、web会議システムも活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とweb会議システムも活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についてweb会議システムも活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

住友ベークライト株式会社 監査役会

常勤監査役	竹 崎 義 一	㊟
常勤監査役	青 木 勝 重	㊟
社外監査役	山 岸 和 彦	㊟
社外監査役	川 手 典 子	㊟

以 上

(ご参考)

トピックス

TOPICS

1

エポキシ樹脂成形材料のグローバル供給体制強化

当社グループでは、半導体封止用エポキシ樹脂成形材料について、今後の需要回復や、パワー半導体・先端半導体などのさらなる市場拡大に対応すべく、中国・台湾の新工場の早期戦力化により、ワールドワイドでの供給体制を強化します。また、従来の日本・シンガポール・中国・台湾に加え、ベルギー・米国に生産拠点を配置することで、急速に拡大しているEV・HEV等のモビリティ市場において、モーター・ECU・パワーモジュール向けの車載用エポキシ樹脂成形材料の需要の増加にも対応していきます。こうした供給体制の強化に加え、各生産拠点に併せ持つ販売・研究開発機能が一体となって活動することで、各地域での顧客に対する現地対応力を高め、半導体およびモビリティ市場の需要増加に応えることで、シェアアップにつなげていきます。



中国新工場



ベルギー工場

TOPICS

2

航空機事業における販売拡大・生産性向上の取り組み

当社グループは、大手航空機メーカーであるエアバス社との事業拡大に力を入れています。同社に近いドイツに拠点を設立して販売活動に取り組み、すでに客室内照明部材の販売を始めています。まもなく販売を開始する貨物機用内壁部材では、マレーシア・中国・米国・欧州の各拠点が生産に関わり、当社のグローバルサプライチェーンを生かした事業となっています。これらの実績をもとに、エアバス社とのパートナーシップを深め、さらに事業を拡大していきます。

米国Vaupell社では、シアトル地区の2工場を1工場に統合しました。これまで工場間にまたがっていた成形、組立、塗装の各生産ラインの配置を最適化し、生産効率を高めています。今後も自動化ライン導入などにより、さらなる生産性向上に努めていきます。



エアバス新貨物機【A350F】



シアトル（エバレット）工場

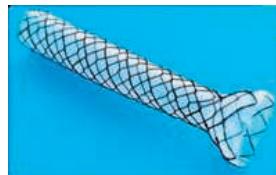
ヘルスケア・バイオ事業における取り組み

当社グループのヘルスケア事業では、患者様に負担をかけずに、かつ経済合理性もある高度な治療を可能とする「低侵襲医療」に着目し、カテーテルによって体内留置できるセミオーダーメイド胸部大動脈瘤ステントグラフトや、脳領域に適応範囲を拡大したマイクロ能動カテーテル、消化管ステントなどを戦略領域と位置づけて、国内およびグローバルへの拡販に注力しています。

また、プラスチック製の高品質細胞培養器の開発・提供にも注力しており、再生・細胞治療を支援するバイオ事業を推進しています。ヘルスケア分野において価値ある製品を提供し続けるためには、新技術・新製品の研究開発が必須です。医療従事者や患者様の課題解決を目指し、たゆまぬ努力を継続していきます。



マイクロカテーテル



胆管ステント

静岡工場ビオトープが「自然共生サイト」認定と「関東経済産業局長賞」を受賞

当社グループは、事業活動において必要な原材料の調達、水・エネルギーの供給を自然の恵みから受け、一方で廃棄物や化学物質、CO₂の排出、廃水などにより直接・間接的に自然環境に影響を与えていることを認識し、生物多様性の保全に取り組んでいます。環境省が主導する「生物多様性のための30by30（サーティ・バイ・サーティ）アライアンス」に当社も参画し、同アライアンスが令和5年度より公募を開始した「自然共生サイト」に静岡工場ビオトープ「憩いの杜」が認定されました。また、工場緑化を積極的に推進し、工場内外の環境向上に功績のあった工場などを表彰する制度である「工場緑化優良工場等表彰」において「関東経済産業局長賞」を受賞しました。



自然共生サイト認定式



関東経済産業局長賞授賞式

株主メモ

- 事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会** 毎年6月開催
- 基準日** 定時株主総会：毎年3月31日
期末配当金：毎年3月31日
中間配当金：毎年9月30日
そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
- 公告方法** 電子公告により行います。
<http://www.sumibe.co.jp>
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
- 株主名簿管理人および
特別口座の口座管理機関** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
- 株主名簿管理人
事務取扱場所** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 郵便物送付先** 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 電話照会先** ☎ 0120-782-031 (受付時間9:00~17:00、土日休日を除く)
- ホームページ** <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

お知らせ

- 1. 株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について**
証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出およびご照会につきましては、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。
- 2. 除斥期間満了後のお取り扱いについて**
配当金は、支払開始の日から満3年（除斥期間）を経過しますと、当社定款の規定によりお支払いできなくなりますので、お早めにお受け取りください。
- 3. 特別口座について**
株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についての住所変更等のお届出およびご照会は、上記の電話照会先をお願いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

天王洲パークサイドビル20階

住友ベークライト株式会社 会議室

東京都品川区東品川二丁目5番8号 電話03-5462-4111



交通のご案内

- 東京モノレール 天王洲アイル駅下車（中央口、南口）
- りんかい線 天王洲アイル駅下車（B出口）
- 都バス 品川駅港南口（バス停1番・2番）から約5分、「新東海橋」下車
品川駅港南口（バス停5番）から約12分、「りんかい線天王洲アイル駅前」下車

株主総会にご出席の株主様への来場記念品のご用意
はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

